

# 学研高山地区第2工区地権者の会だより

第6号 令和4年1月

## 『事業アドバイザー』の募集開始！

～事業のノウハウと豊富な経験を持つ、  
ゼネコンやディベロッパー等の民間事業者を募集します～

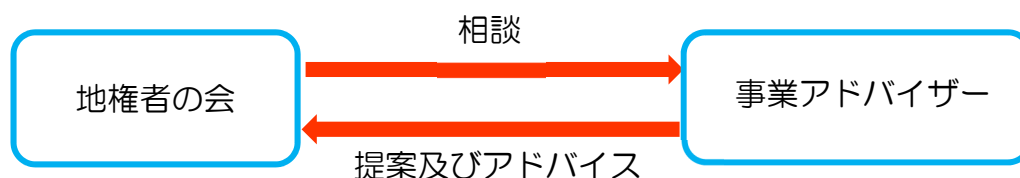
令和3年9月にとりまとめた「学研高山地区第2工区マスタープラン素案」を踏まえ、地区全体（段階的整備）の事業化への提案や様々な視点からの意見をいただくため、事業のノウハウと豊富な経験を持つ民間事業者を「事業アドバイザー」として募集します。また別途、生駒市が並行して第2工区に進出を希望する企業を「立地等検討企業」として募集します。今後「事業アドバイザー」と「立地等検討企業」との連携を図りつつ、公民連携によるまちづくりや早期実現に向けた具体的な検討を進めます。

### ▶ 事業アドバイザーの役割とは？

- ① マスタープラン素案を踏まえ、地区全体（段階的整備）の事業化への提案及びアドバイス
- ② 個別地区の土地利用計画素案\*や事業化プラン案\*への提案及びアドバイス
- ③ 個別地区まちづくり協議会の設立や地権者の合意形成に向けた提案及びアドバイス
- ④ 今後、事業協力者として参画する可能性の検討
- ⑤ その他、地区全体の事業推進に関する提案及びアドバイス

※土地利用計画素案：概ねの設定及び道路・公園等の公共施設などの配置計画素案

※事業化プラン案：概ねの事業期間、事業費、平均減歩率等の事業計画の骨子案



### ▶ 募集から登録までの流れ

項目	日程
募集要項の配布	令和4年1月11日（火）～
申込書の受付	令和4年1月17日（月）～令和4年3月11日（金）
登録の公表・通知	令和4年3月下旬

## ◆ 第19回役員会（12月17日開催） 主なQ&A

なぜ、地権者の会から募集するのか。

今後の事業手法にもよるが、他地区の事例を参考に、土地区画整理事業の場合には地権者が組合を設立して事業を進めていくことになるため、地権者の会から募集するものと考えている。また、地権者の会が窓口となって募集をかけることで、地権者のまとまりや、事業推進に市も含め前向きであると民間事業者へのアピールにつながるものと考えている。

応募者の資格要件は？

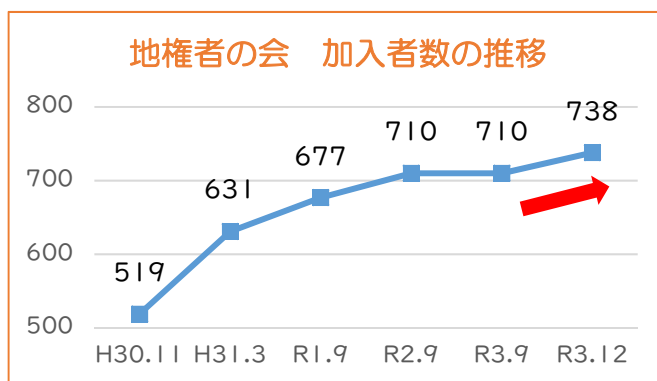
現時点で、どのくらい2工区に興味がある企業がいるのか、その企業はどのように事業を進めていくと考えているのかなど、まずは幅広く意見を聞きたいと考えている。

資本金5億円以上を条件としたのは、できるだけ安定した企業に応募していただきたいことや、他地区でも5億円以上と設定している事例が多いことを参考にした。

### 『加入者が増加しました！』

学研高山地区第2工区地権者の会だより第5号の発行にあわせて加入促進を行った結果、加入者が28名増加し、738名となりました。

※全地権者数 1,075名（R3.12月時点）



現在も引き続き地権者の会への加入を募っておりますので、下記事務局までご連絡ください。地権者の会の詳細につきましては「第2工区地権者の会」をご覧ください。（<http://www.city.ikoma.lg.jp/0000015693.html>）

### ◆住所変更の連絡のお願い

- 次のような場合は、下記事務局までご一報いただきますようお願いいたします。
  - ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
  - ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合  
（特に未加入者の方につきましては、住所変更の連絡をお願いします。）
  - ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

※なお、相続により地権者が変更された場合、会員の身分は引き継がれます。



発行：学研高山地区第2工区地権者の会  
事務局：生駒市 都市整備部 都市計画課 学研推進室  
電話：0743-74-1111(内線573) FAX：0743-74-9100  
E-mail：[chikensyanokai@city.ikoma.lg.jp](mailto:chikensyanokai@city.ikoma.lg.jp)

